

患者さまへ

当センターでは、7月1日より厚生労働省『看護師特定行為研修』を終了した看護師による看護師特定行為を開始します。

看護師特定行為とは、専門的な臨床能力を有する看護師が医師の指示を受け、医行為の一部を患者さんに実施することです。

この取り組みにより、急性期患者さんの重症化を防ぎ、必要な医療サービスを適切なタイミングで提供することに努めます。

看護師特定行為実践については、十分な説明の上で実践させていただきます。

みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

大阪急性期・総合医療センター 総長